

## 環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

116	（仮称）サントリー神奈川工場建設事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
水象（地下水）	<p>給水用として実施区域内に8本の井戸を設置し、状況に応じた効率的な揚水によって最大で1日当たり約3,500立方メートルの地下水揚水を計画しており、実施区域周辺の地下水位の低下が見込まれている。また、既に同一の地層から地下水を揚水利用している住民等もいる中で、事業者において実施した揚水試験時には、実際に、実施区域周辺の既存井戸の水位低下が確認されている。</p> <p>こうしたことから、実施区域周辺の既存井戸の利用状況に影響を及ぼさないこととする揚水計画を具体的に明らかにするとともに、地下水位の監視を強化するため、取水する帯水層ごとの観測の実施や観測位置の適切な配置を検討すること。</p>	<p>地下水の揚水は、実施区域内に概ね均等に8本の井戸を設置して、8本の内の6本を適宜組み合わせで行う。</p> <p>地下水位の監視井戸については、実施区域内の北東及び南西に1か所ずつ設置する計画としていたが、監視を強化するために、北西及び南東の2か所を追加し、計4か所に設置する。そのうち実施区域南東の監視井戸については、各帯水層毎の地下水位を観測する。</p> <p>このほか、綾瀬市浄水管理センター終末処理場の井戸の水位データも活用するとともに、水位観測データについては、実施区域周辺の井戸所有者と情報交換等を行うことを考えており、周辺の既存井戸の利用に著しい影響を与えることがないよう適切な地下水の揚水を行う計画である。</p> <p>なお、著しい地下水位の変動や、平衡水位が急激に変化する状況等が観測され、周辺の井戸の利用状況に著しい影響が生じた場合には、情報提供を行うとともに、行政等を交え、状況に応じた適切な対応を行うよう努める。</p>
安全（交通）	<p>本件事業に伴う車両増加の安全対策として、小中学校の通学路及び通学時間と、工事関係車両及び工場関係車両の走行経路及び時間帯との重複が少なくなるよう配慮するとされているが、より具体的で適切な対応策を明らかにすること。</p>	<p>実施区域への出入ルートについては、市道713号線、市道761号線、市道764号線の3ルートとして車両の分散を図るとともに、住居の立地していない市道764号線に一番多く車両を走行させる配分とし、藤沢座間厚木線北方向からの工事用運搬車両及び大型運搬車両は、綾瀬工業団地交差点を左折するルートに見直した。</p> <p>工事用運搬車両及び大型運搬車両の走行については、登校及び下校時間帯の前後に一部の車両を振り分ける計画とし、登校時間帯には市道713号線における走行を極力減らすように努める。</p> <p>また、市道713号線綾瀬工業団地交差点の北側部分に車両の左折巻き込み防止施設を設置し、市道713号線の歩道を拡幅整備するほか、運転手に対する安全教育等の徹底を行うなどの交通安全対策を講じる。</p> <p>以上のような対応策を実施することにより、小中学校の通学路及び通学時間と、工事関係車両及び工場関係車両の走行経路及び時間帯との重複が少なくなるよう配慮するとともに、周辺地域における交通安全に努める。</p>
その他(緑化計画)	<p>実施区域内の緑地面積については、「神奈川県みどりの協定実施要綱」に基づき実施区域内面積の20%以上とする計画としているが、より良い環境の創造を図る視点から緑地面積の増加に努めること。</p>	<p>緑化可能な箇所の検討、見直しに努めた結果、予測評価書案段階と比べ、実施区域面積の約2.2%増となる約22.5%の緑地面積を確保する計画とした。</p> <p>また、敷地外周部の緑化を図るとともに、実施区域南西端の敷地（飛地部分）の一部を公園として、深谷第一号暗渠部上部を緑道として既存の緑地も含め一体的に整備し、周辺地域にとっての憩いの場とする計画である。</p> <p>以上のように、可能な限りの緑地面積を確保し、周辺に配慮した緑化計画とすることで、より良い環境の創造に努める。</p>